

最高裁、役員権利義務者の解任請求は許されないと判断。

最高裁判所第三小法廷は、2月26日、協栄製作所の取締役解任請求事件で、会社法346条1項に基づき退任後もなお会社の役員としての権利義務を有する者(以下「役員権利義務者」という。)に対する解任請求は許されないとして株主の上告を棄却する判決を言い渡した。

本件は、平成16年7月以降、取締役が不在となり役員権利義務者が業務を行っていたものであるが、その役員権利義務者に不正行為等があるとして会社法854条を適用又は類推適用して役員権利義務者の解任を求めた事案である。

裁判所は「同条(会社法346条1項)は、解任請求の対象につき、単に役員と規定しており、役員権利義務者を含む旨を規定していない。同法346条2項は、裁判所は必要があると認めるときは利害関係人の申立てにより一時役員の職務を行うべき者(以下「仮役員」という。)を選任することができる」と定めているところ、役員権利義務者に不正行為等があり、役員を新たに選任することができない場合には、株主は、必要があると認めるときに該当するものとして、仮役員の選任を申し立てることができる」と解される。そして、同条1項は、役員権利義務者は新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有すると定めているところ、新たに選任された役員には仮役員を含むものとしているから、役員権利義務者について解任請求の制度が設けられていなくても、株主は、仮役員の選任を申し立てることにより、役員権利義務者の地位を失わせることができる」とし、「株主が訴えをもって役員権利義務者の解任請求をすることは、法の予定しないところというべきである」と指摘して株主の上告を棄却したものである。

